



懷舊記事

五

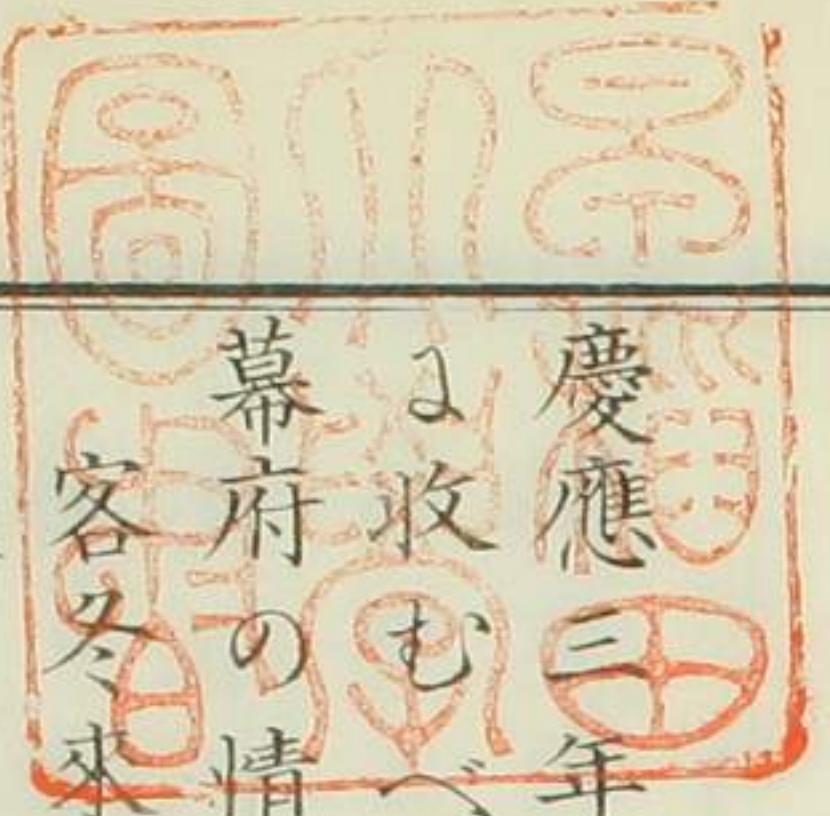
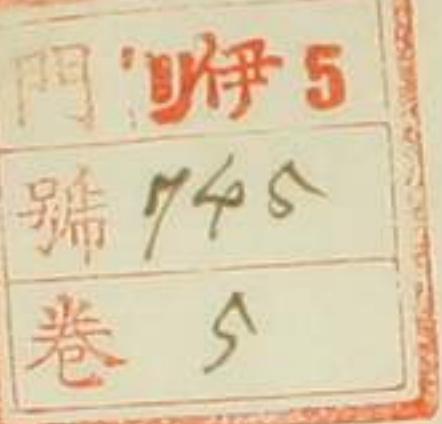
懷舊記事第五卷

含雪居士口述

秋月新太郎筆

記

慶應三年丁卯正月廿四日我ガ行事出張の兵を小倉  
よ收ムべきの命あり於是予ハ天下の大勢を洞觀し  
幕府の情狀を推察して左の書を政府よ上きり  
客冬來止戰講和の儀申立中軍或先鋒へ屢々應接  
談判よ及び終よ人質の事件不相調再進擊よ一決  
致候處前非を悔悟し全國を擧げ四隣へ立退候様  
申出候就てハ武門の習先鋒より暫時差留公命  
相窺候處今般倉人被召出講和の始末相調ひ行事



香春の出兵引揚候儀と相成候、倉藩ノ儀を先づ  
片付候へども、京師の大變、賊焰日熾、奸謀益張、此時  
よ當り、道を小倉又假り、一舉よ日田を襲ひ、薩を推  
て九國の盟主とふし、九州ハ可あり幕の氣脉を隔  
絶し、而後東方より漸侵入、藝備の二藩を説諭し、土  
因松山等の國論を正し、天下列藩をして、自然割據  
の勢を成さしめ、暗よ賊徒の胸算を破るの策、此時  
機不可失と奉存候。

丁卯正月

而るよ予ヶ意見ハ採用せられば二月朔山口より軍  
勞慰撫の爲め兩公の御使として上山縫殿を遣もさ  
れ酒を全隊よ賜ひ廿一日よ至り又福原藏人を遣も

さき左の意旨を傳へしめられたり

奇兵隊

右者、去夏戦爭初發より、馬關口出張被仰付置候處  
交戦の度々、粉骨令苦戦終よ今日の場合よも立至  
候儀、其功不少、御満足被思召候、然る處、暑寒よ涉り、  
長々の滯陣中、不容易遂苦勞今般小倉藩講和の談  
判も相調候よ付、深き恩召の旨有之、休息可被仰  
付との御事よ候、且諸口出張人數も減少被仰付候  
趣も有之、旁吉田根陣へ引取可被仰付との御事、  
廿五日前原ハ左の書翰を予よ送きり

春雨蕭々よ候處、愈御清迪奉敬賀候、陳ハ時山直八  
儀、先日老兄より承候通、茲元御沙汰相成候事よ御

坐候哉、未ご時山ハ御沙汰の趣不承候哉、右御沙汰既ニ當人へ相達候ハゞ、一應ハ奉ト候方可然と奉存候、表方相發候上ハ、瑣少ニても道筋ハ相立て不申候てハ、上下の分も不相立事ニ付、老兄より御内々其御取計被成遣候も、至極仕合可申候、其後の處ハ野生屹度御請合可申候、尚又此度長陣御慰勞として、奇隊休息被仰付候段、御意書面致拜見候、止戰中ハ一先根陣にて、一統休息も大ニ可然と於小生ハ相考候、何卒一統無異儀、一應歸陣の御取計申を迄もあき儀と奉存候、此儀相運び候も、私論クハ存ぜ候へ共、小生も歸萩暫時致休息度奉存候、其中御自保是祈、書外萬在拜晤、不盡。

二月廿五日

尚々過日ハ野村氏御同行有之、就中奇談若干、不堪捧腹候、呵々、

山縣素狂大兄

前原 誠

御親拆

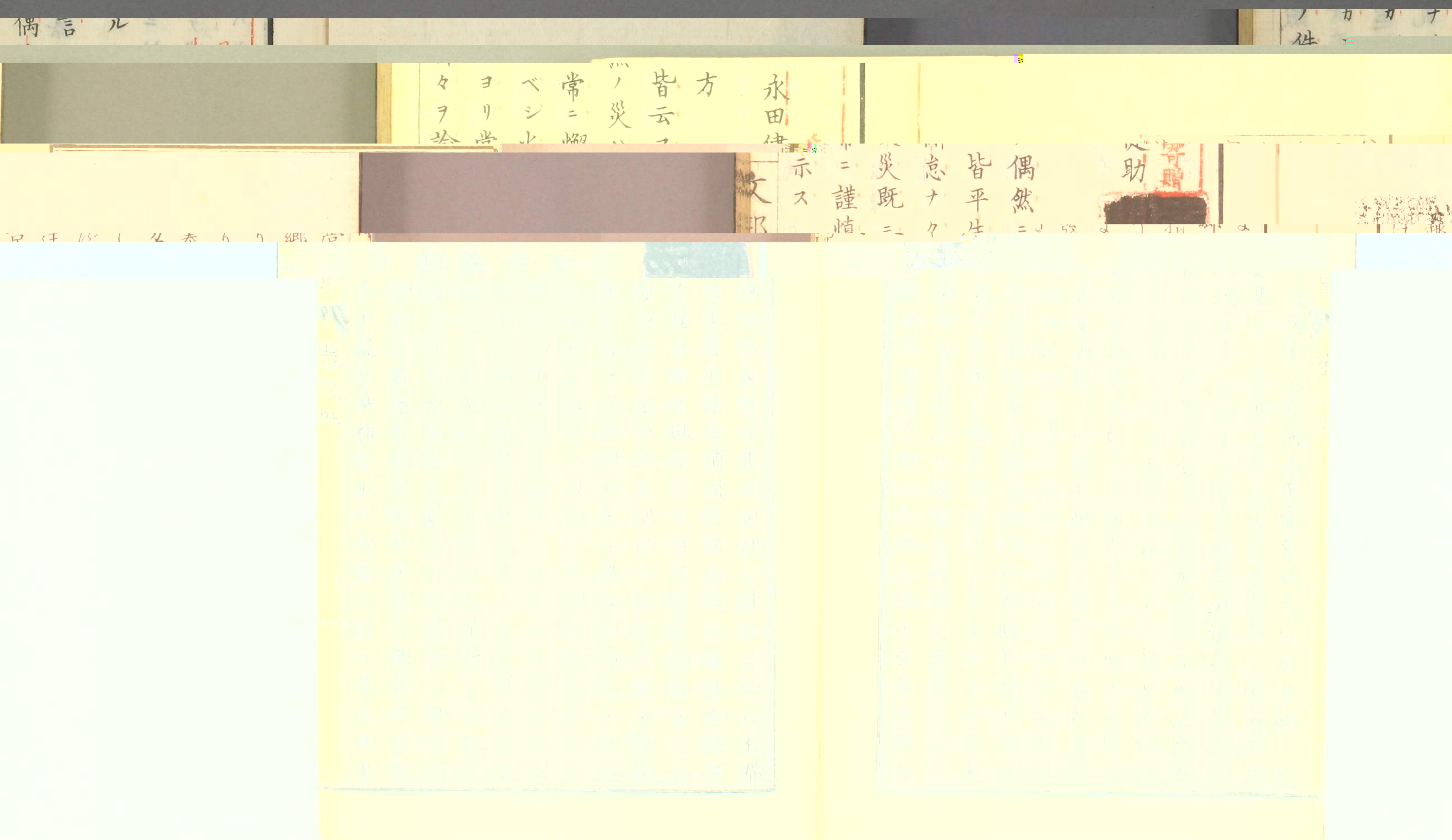
是ニ於て奇兵隊ハ三月廿七日朝足立陣營を發ト馬關ニ一宿ト翌廿八日薄暮吉田ニ歸營セリ  
是より先き國是挽回の舉あるや土州の坂本龍馬ハ薩長和解せざれば天下の事爲をべうらざるの論を以て薩の西郷吉之助ニ説きたるニ西郷も其言を賛ムトキバ乙丑の冬坂本ハ山口ニ來り桂小五郎等ニ面會して密ニ商議する所ナリ西郷ハ京師ニ在て黒

田了介今陸軍中將清隆を密使として馬關より遣し高杉も面會し夫より山口より入りて桂の會に勧むるも潜行して上京せんことを以て以て因て桂の君公の内命を啣えて黒田と共に上京し身を潜めて薩邸に入きり諸隊よりハ品川彌二郎三好軍太郎早川涉の三人情況視察の爲め桂も隨行しより桂ハ西郷を見て天下の爲めも大も盡を所あらん事を議したるも西郷ハ幕府若し防長再討の舉あらば薩藩ハ力めて之を止むべし幕府之を聽うざるときを薩藩ハ征長の一兵をも出さざる可と明言し且つ大事も及ばず直も數千の兵を以て朝廷を扞衛し并せて遙も長州を援護をべきことを密約しより丙寅の夏幕府遂に再征の

議を決し開戦するも及びて西郷の前言を踰え數千の兵を京師より出一薩侯の名を以て幕府と對し大義名分も於て征長の命を奉むる能をざることを斷言し且つ防長士民よりの哀訴書を朝廷より又士民陳情書を十萬石以上の在京諸侯に傳送する等悉く薩邸にて之を處理しより此時西郷が出兵の約を締めたる等の事ハ維新の後薩邸を聞けりて之西郷ハ既に大久保等と議を合せ天下の爲め大も盡力すること此の如く然れども諸隊も在てハ尙前日の薩賊會奸の名稱の耳も留まるものありて大も其心術を疑ひ俱も天下の事を謀るも足らずと議して信を薩藩も措うざるも因り予ハ上京して薩邸に入り其動靜如何を探知し目的も合せば

俱も事を成さんと欲し且諸隊向てハ今日の薩ハ昔日の薩も非ざる所以を明瞭からしめんと欲し其心算を立てたりしも高杉ハ何の思ふ所ありてか常よりを止めたり。是歳四月高杉ハ病より卧して遂も起た是月十四日而して天下の情勢ハ日一日より危急にて瞬間も忽々せよを可からざるを以て予が上京の念ハ愈々切よして屢々政府も請ふ所あり然きども長州人ハ一切上國を通行するを得ざるも依り政府より大宰府ある薩藩出張所も照會し若し時宜あらば弊藩よりも一兩人潜も上京致させたきは付前以て通報せらまんことを望みたるも五月日至り伊集院金治郎、中村半次郎後陸軍少將桐野利秋元上京を命ト

たきバ馬關も於て相伴ふべき旨を報ト來きり、依て予ハ奇兵隊中より鳥尾小彌太を撰抜し伊集院等の来るも先ちて馬關も待受け相伴ひて上京ト大佛も於て黒田了介、川村與十郎今海軍中及田中顯助、品川彌二郎品川ハ先きニ京都ニ在リ上國の形勢等の來報知するが爲ニ薩邸ニ潜居しあり等の來り迎ふるも會も、是より身を薩邸も潜め諸有志と時事を論議せり。是時より身を薩邸も潜め諸有志と時事に處置並も兵庫開港の事も付屢々建言をる所ありしも五月廿四日遂も一橋の專斷も迫られ兩件共も敕許の事とハあれり、予ハ天下の事已も知るべきを以て一旦歸國へ事情を詳報をることも決意し去



を遂げんこと尋常の計策を以て達し得べきは非ざるなり此際又於て盡るべき程の人事ハ盡さざる可からばと雖も若一人事已よ盡くるの時又至らば抑も貴藩ハ何の手段を以て之よ處せられんとするや小松曰く先づ朝廷の護衛を第一とし敕命を請ひて幕府の罪を正し國家の基本を立つるは在るのみ予ハ乃ち西郷又對ひて凡そ何日頃弊藩又來らるべきやと問ひたれば西郷ハ君ヶ大坂發船後七日を期して參向すべと云へり然らば尊意の趣ハ歸國の上早速重役は申入き山口又於て協議決行あらんことを望むと答へ畢て後は酒宴を開き獻酬の間天下の情勢を談ト其夜二更又至りて退散したり六月

十七日京師を發し黒田其外又送られて大坂の薩邸又至り薩船寶瑞丸又乗り廿二日三田尻又達を同行ハ品川鳥尾及び田中顯助あり予ハ曩又京師又入りより果して薩の益々結をざるべからざるを知り然きども我藩の人心もいまだ薩論の反正したるを詳りませば或ハ予を以て薩の術中又籠絡せられたりと嘲罵せる輩もありぬべし然きとも予が見る所を以てそれば此回薩人の言ふ所ハ眞又天下の爲謀るの議もして信を措くよ足るものあり況や七月小至きバ西郷來藩の約もあれば今の時又及びて早く廟議を定め國家又盡るべき計畫の順序を立てざる可からざるをの旨を以て復命しより其復命書

ハ左の如く

防長御處置并兵庫開港一件順序相立て御處置有  
之度四藩より建言の次第も有之候處五月廿四日  
ヨ至り遂ヨ一橋が暴斷を以て兩條ともヨ敕許  
相成候付てハ天下の形勢も豫め相分り候付  
一先づ歸國へ事情篤と報知仕度候間萬事尊藩御  
見込の處無腹臓拜承仕度段述べ候處御相談致  
度儀も有之との事にて隅州公へ拜謁の旨申來候  
此段強て相斷候處西郷吉之助を以て是非とも相  
對の儀申述べ候付不得止拜謁仕候處隅州公よ  
リ今般土越宇申談一同上京、皇國の御爲め微力を  
盡し候へども建言の旨趣御採用も無之幕府反正

の目途とても無之事付、今一際盡力の覺悟罷在  
候、右付近日吉之助へ申含め、御地へ差越候間、其  
節ハ何も御指揮且御許容被成下候様申上吳候様  
との事にて退出キ、其後西郷同伴よて、小松帶刀の  
僑居へ集會し、西郷大久保伊地知列坐よて、小松曰  
く、今日主人よりも御詰し仕候通り、幕府の誘詐奸  
謀尋常の盡力よてハ、辻も挽回の期有之間敷、就て  
ハ長薩連合同心戮力致し、大義を天下よ鳴一度キ、  
敝藩一定の見込、御熟談可仕候間、無腹臓御氣付の  
事件、御指揮被成下度、就てハ不日吉之助差出し、御  
國一定不拔の御廟議も相窺ひ度段申事付、歸國  
の上巨細陳述可仕候、去るから戦畧謀計等ハ豫め

不可期候へども、一定御見込の御廟算ハ如何相立居候哉と尋問候處、先づ朝廷御守衛を專一<sup>レ</sup>致天敕を奉請し、幕府年來の罪逆を正し、<sup>レ</sup>べき朝廷の御基本相立て度、就てハ御廟議御決の上、西郷氏御來國の節ハ、重役共よりも御示談可申上とて、何れも退散す。

六月十六日

山縣狂介

然る<sup>レ</sup>七月<sup>レ</sup>至<sup>レ</sup>きども西郷ハ未だ來らば、予ハ嚮々屢々政府<sup>レ</sup>上陳し且勉めて諸隊<sup>レ</sup>辯説<sup>レ</sup>くる事情<sup>レ</sup>さへあるに今や西郷來藩の斯く豫期<sup>レ</sup>違ひ<sup>レ</sup>ざるが爲め心情甚ざ安<sup>レ</sup>らざり<sup>レ</sup>、十五日小至<sup>レ</sup>薩人村

田新八ハ京師より來り西郷<sup>レ</sup>本月七日作りたる書を予<sup>レ</sup>致せり其文<sup>レ</sup>曰く  
御一別以來、不能御音信候處、強暑の砌無御障可<sup>レ</sup>被成御坐、珍重奉存候、陳ハ御堅約申上候後、土州後藤象二郎、長崎表より參來、容堂侯御歸國甚殘念がり、大<sup>レ</sup>憤發致し、大論を立て、茲元御合手ハ雅俗共<sup>レ</sup>同論<sup>レ</sup>歸<sup>レ</sup>て一ま以<sup>レ</sup>其上死を以て可盡と盟を立て候て、敝邸<sup>レ</sup>へも談判有<sup>レ</sup>之候義<sup>レ</sup>て、實<sup>レ</sup>渡り<sup>レ</sup>船を得候心地致し、直様同意致し候事<sup>レ</sup>御坐候、夫故色々日間取<sup>レ</sup>相成、遲引<sup>レ</sup>及び候儀甚以不相濟、嘸御案勞の苦と、是のみ苦心仕候事<sup>レ</sup>御坐候、延引<sup>レ</sup>次第何卒御海恕可<sup>レ</sup>被成下候、右<sup>レ</sup>付てハ後藤より

盟約書相認、是を以て議場一決致し候手段又御座候故、右の書面差上候付、得と御覽可被下候、後藤又も當月三日出足歸國致し候付、國論決著の成行へ、一左右有之賦又御座候間、相分次第又々可申上候得共、御出立後相變候手續の次第申上度又付、右様御含可被下候、別紙後藤よりの書面、御異論の處も被爲在候ハド、何卒村田へ被仰聞可被下候、尚御國論の處も、不苦分ハ、御洩被下度奉希候、餘ハ細大村田より御聞取被下度文畧仕候、是非小生可罷出筈の處、雜事紛々難相逃不得止次第又御座候間、宣敷御汲取可被下候、此義荒々奉得貴意候、恐惶謹言、

七月七日

西郷吉之助

山縣狂助様

小品川彌二郎様

文中記する所の後藤の書面ハ今ハ之を失ひたり、後ち西郷が山口より來り、とき曩きに一種の事情の爲め又誤られ大ニ事機よ後れることを謝したりき予ハ又政府よ上申して前年京師變動の前よ當り鄙見を陳せしよ其言不幸ふして中リ一敗地よ塗りさりき今や再び前日輕舉の覆轍を踏むべうらば故ヨ京師よ入らんと欲せバ薩藩と相率て逆境よ立ち一意他ふきの心事を明りふして以て諸藩を誘導せざる可からず假令萬一變態を生ぜることあるも再び幕兵と戰ふべきの實力を蓄へ遠謀深慮以て軍議を

盡一軍畧を立てざる可<sub>ク</sub>らざるの意を述べたり其大要左の如く

第一 時日を刻し、整時、浪華城を落し、山崎八幡天保山の砲臺を奪ひ候儀、尤緊要歟と奉存候。  
第二 中大兄皇子鎌足公と相謀り、斷然入鹿を御誅戮の故智又微ひ、奸賊一橋を殺戮し、朝廷の鴻基相立度事歟と奉存候。

第三 浪華城八幡山崎天保山の要衝を攻落し候後ハ、迅速關西の諸侯、一人使節相立度候事。  
第四 兵庫港の砲臺等ハ、不戰して散亂可仕、近國の小諸侯ハ、速ニ浪華も相集め、其力も應ド臨機の用方可有之と奉存候。

第五 今日浪華の一舉ハ、昔日嚴島賊ヶ嶽からん。全く天下の興亡も相關り候付、是非先勝而後戦の意からびてハ不相叶、是き必死の地也、京師の擧ハ萬一及一敗候ても、浪華山崎等へ屯集し再び賊徒の手足を斷候策も可出、是則生地也、此邊御斟酌被爲在、出兵の儀も、出奇應變御策畧肝要奉存候。

一 長防の儀ハ、第一眞の大割據と御著目被爲在、是迄軟弱驕慢の士風も、往々質素淳朴の姿も押移候様仕度、且西洋諸國へ人材を遣し、萬事時勢に後きざる様、一定不拔の御國是相立置度奉存候。

今般既々薩藩と同心戮力、回天の期を相謀り候付てハ先づ前後緩急ハ可有之候へども、上國よりの時日を刻し、堂々正々の大軍を押出し、東境より侵入、藝備二藩を説諭し、正邪判然と相立候ハ、決て隨從すべし、萬一佐幕論を主張し致違背候時ハ速々及一戰、而後一里踏破してハ砲臺を築き、二里進撃してハ堡壘を造り、漸々浪華進入からでハ他日の大功業ハ甚だ六ヶ敷奉存候、萬全遼遠の策々相見候へども、國力を量り、天下の形勢を熟考仕候衷情より、申立候義よ御座候、兎角一事の愉快より乗ト候人情より、海軍を以て一瞬の間、千里外へ兵を飛し、賊の不意を擊ち、容易々皇威挽回かどの

説有之候へども、今日の時機よてハ坐上の快談を信從難相成候、全體長兵ハ正、薩兵ハ奇、奇正相合し、海軍を藝備の海岸へ出没し、海陸應援を不愆、約束一々出で候節を、賊徒の胸算も容易々可擊破と奉存候、何分長防内外の情態、此上ふぐら篤と御熟考渴望仕候、假令薩藩の援無之とも、當今の勢一日も可偷安時々無之、勝敗ハ兵家之常、百折不撓時勢至當の御處置、申迄もふき儀と奉存候。

八月晦日福田ハ山口より在て予よ書簡を送り薩藩の舉動を密報したるもの左の如し

別後御氣分如何、追々御本復と奉想像候、陳も大田極々密談と申候を、此度薩藩彌一舉々相決、期限不

遠候由、其節前以品川報知の爲め歸り可申就てハ此度上阪の論、却て幸として、一旦幕令を奉ト、御末家其外名代と號し、壯士一大隊位相添、差登せ置き著阪の上、一兩日動搖、及び候様、臨機權謀と存ト、別紙の通及上書申候、書面の儀ハ直々御前へ差出申候、昨日右付御前會議、小て前原も出席候由、隨分僻説も出候由、此度ハ大田を相助け、諸事取行申し、戰畧等の儀ハ、先達ての書面通り、行をせ候積り也、薩州の戰畧、荒増左の通り、土宇を免も角も、刻時日、京大阪江戸一時も相發し、主上を男山も奉ト、會邸二條等逆寄も攻寄及放火、英吉利軍艦を以て、佛の應援を相防候手段も有之由、孰れ我應援隨分

肝要の事より御坐候御氣附候を、急速御一書可被下候、此儀ハ脇方一人も洩き不申様申事あり、其御舍にて諸事御仕構可被下候、杉山上行へ、右故當分見合可然、小郡縣令加勢の儀懇々相談候處承諾仕候、早速東津迄差廻し候様との事より御坐候、板陣屋關門道松大急取除候様傳之介へ御通達可被下候、其他又々可申上候、其内御用心專一も奉存候、多々頗首。

八月晦日

素狂老臺

極密啓

悠々老人

福田の  
號あり

是より先き西郷ハ復古論の公卿岩倉前中將具視、後臣

等と結び勤王の大義を唱へ、幕府の罪を正きの舉を  
斷行するも先づ長薩の兵を根據として以て諸藩を  
聯合すべしとの策を立てたり、偶々藝の世子ハ同藩  
辻將曹後維岳等と京師に入り盡力する所あるを以て  
密ニ三藩の聯合を約せり、九月十六日薩藩大久保及  
大山格之助後綱良ハ京師より山口より來り先づ桂廣澤  
よ面し翌日我執政等と會合し土州ハ少く主義を  
異にする所ありて今回同盟ニ與からば依て藝と  
聯合して事を擧ぐべき旨を説き左の約定をふせり  
一國元より今般繰出候軍兵、一應三田尻へ碇泊、御  
引會可申上事。  
但爲差引大山格之助來廿五六日頃より罷出

三田尻へ滯在可申候事  
一於尊藩國元よりの軍兵三田尻へ著船迄ハ御待  
請相成、同時御出張の運ニ致し、弊藩軍艦二艘の  
内一艘、一日先よ攝海へ著船注進の事  
一總軍ハ、翌日夜中攝海へ著船の都合ニ致し、其翌  
晚を期限ニ可相定候事  
一大凡當月中を期し候へば、其上の時日ハ進退時  
機ニ應候事  
但期限内たりとも、不得止節ハ同斷たるべき事、

一寡君出馬の節、京攝の模様ニ依り、時機を見合候  
事も難圖、其節を自然御領内何きどりとも、滯陣

御願可申出儀も可有之候事、

而して藝藩へ薩長の兵至るを待ち共々上阪せんことを長藩より談判すべしと決し右の協議畧々一定したるを以て大山へ出兵準備の爲よ薩摩又歸り大久保ハ再び京師ニ到きり

九月廿六日毛利内匠山田市之允ハ奇兵游擊、整武改隊名鴻城軍合たる者を合一振武、南園荻野の二隊銳武ハ幡集義楯御合たる者を合一の諸隊各々一小隊或ハ二小隊を率ひて三田尻ニ出で以て上阪の地を爲交野十郎司令ハ而して一月二日至り一も薩艦未だ來らば藝藩よりハ上國戒嚴の形勢あるを以て我が家老の上阪を見合はべく且つ薩艦來港せば同く見合をべきことを通せ

られよと報ト來れり此ニ益一藝の國論一變せるに因るあり、我が政府を思へらく兵機已ニ洩れ機會既ニ失ふ今日薩艦猶は前約を踰み上阪するあらば獨り奇計の成らざるのみからば如何なる禍機を生ずるも測らきざらんと三日乃ち杉孫七郎中村誠一を藝ニ遣し廣澤兵助福田俠平を京師の薩邸ニ遣し是時福田より予及野村ニ送りたる書あり曰く少將傳餐の恥辱ニ陥らば候様諸事御周旋奉願

上候以上、

十月三日

悠々老人

素狂老臺  
欲庵老臺の號あり野村

御親拆

五日相原治人野村靖之助を薩の本國より遣し、情勢を陳せしむ。然るも我が使者の船と行違ひて鹿児島を發したる薩艦一艘六日を以て三田尻より入港し大山格之助、堀直太郎、三島彌兵衛庸通等之より乗組みたり。七日政府ハ柏村數馬をして大山等より應接せしめ、藝より通報の旨を告げ且つ事機已より失ふを以て宜しく上阪すべからざるを説きたり。大山等ハ之を謝り、然らば今後尚不二艦の來るべきを以て之を貴港より停繫せしめ現在の艦ハ三島堀兩人之より乗ドて東上一大山ハ留まりて二艦の至るを待ち上國の報を得るの後其進退を決せんと答へたり。三島等ハ途次藝

より立寄らんとする旨を告げたるを以て政府ハ國貞直人、長松文輔をして同行して藝に至らしめ協議する所ありたり。九日薩の兵艦二艘ハ小田港より投錨を既にして村田新八ハ京師より再び三田尻より來り、小松の書を大山より致し、兵艦の上阪を猶豫すべきことを通知したり。

山田市之允、交野十郎ハ政府が斷然の處置を爲さるを以て是月十日左の建言を呈したり。今般薩藩の形勢、動搖も有之哉。洞察仕、尚上國の事情も未詳、就てハ此後藝州の方向も甚以奉懸念候。御國家御基本の儀ハ、千載難復得の好機會也候。第一藝州の國論一定不仕候てハ、先々の御妨より相

候ハ必然の事ニ候間、此度登阪兵、三田尻滞在ニ空送時日候てハ、初發の銳氣ニも關係仕候事ニ付、何卒廣島邊へ被差出候モ、藝州の國論を維持し、尚追々土宇等へ合從御手續ども相成候モ、兵氣作興の一助と奉考候、頓首謹言、

然るニ政府ニ於てハ初め之を採用するの状も見えざり、再び前議を呈するニ及びて君公の直書を以て時機ニ依り緩急を計り指揮すべき旨を達せられたり、

十月下旬予ハ先鋒諸隊と合議する事にて三田尻ニ赴きて駐留セヨ、政務役御堀耕助ハ君命を帶びて山口より來り予と俱ニ藝州ニ赴くべきの旨を傳

ヘハリ、乃ち共ニ藝州ニ赴き薩長藝三藩合從の議を説き與ニ相謀リテ大義を天下ニ鳴らしの機ニ今日より急かるハ莫きことを論ドタキゼモ同藩も尚ほ逡巡遲疑して容易ニ予輩の説を可とするの色アリ、因て直ニ歸國したるに彼の曩ニ上國ニ赴きシる廣澤品川福田ハ薩の小松西郷大久保等と同伴ニ已ニ廿一日を以て三田尻ニ入港、即夜廣澤福田ハ先づ山口ニ歸り上國の情勢を陳リ而して翌廿二日ニ於て政事堂ニ開議、種々の論議ありて時を移す。たり、是日品川ハ小松西郷(大久保)ニ田と同トく山口ニ來リ、夜入り桂廣澤ハ其旅宿ニ至り共ニ協議計畫する所なり翌日我兩公ハ城内ニ於て小

松西郷又謁を賜ひ二人親しく密話を遂に退出せり  
而して二人ハ薩の兩侯の内一人を奉じて再び上京  
せんが爲めに即夜歸藩の途々就き曩ニ三田尻ニ滯  
在したる兵隊ハ輕舸を以て之を上京せしめ其三艦  
ハ今回小松西郷大久保の三人之を率て鹿兒島ニ歸  
りた。意ふニ西郷ハ夙ニ大義を明クふゝ名分を正  
すの志を抱き廣く天下の名士ニ交り尊攘の説を唱  
へそりと雖も不幸ニ一々屢々挫折し再び流謫の身  
とあるも毫も屈撓することなく能く其初志を達し  
斷然藩政を改革し國論を一定せり、大久保亦西郷と  
地を異にして謀を同くし共ニ天下紛擾の間ニ立ち  
人心の嚮背を定め防長再征の非を痛論し終ニ薩長

兩藩を以て同心協力以て我邦七百年來の雲霧を  
披き天日の輝光を観るニ至らしめたりニ氏今已ニ  
墓木皆拱に而して其盛功偉績ハ千歳猶沒せざるあ  
り

廣澤等が歸報したる趣ハ上國ニ於てハ三藩合從東  
上の説已ニ傳播して時論紛擾加ふるニ土藝等諸藩  
よりも建白する所ありて本月十三日將軍ハ政權を  
返上し朝廷ハ十萬石以上の諸侯を京都ニ召させら  
るゝの事あり且つ朝廷ニ於てハ密ニ討幕の議を決  
きられ去る十四日を以て岩倉より廣澤大久保の二  
人を招き我が兩公の官位復舊及び入京の内旨ある  
を示し又左の内敕を傳へられたることあり

參議

大江敬親

左近衛權少將大江廣封今德公元

左近衛權中將源久光

茂久

公忠

詔、源慶喜籍累世之威、恃閩族之強、妄賊害忠良、數棄絕王命、遂矯先帝之詔、而不懼、擠萬民於溝壑而不顧、罪惡所至、神州將傾覆焉、朕今爲民之父母、是賊而不討、何以上謝先帝之靈、下報萬民之深讐哉、是朕之憂憤所在、諒闇而不顧者、萬不可止也、汝宜體朕之心、殄戮賊臣慶喜以速、奏回天之偉勲、而措生靈于山嶽之間、此朕之願、無敢或懈、

慶應三年十月十四日

同時又左の内敕あり

正二位 藤原忠能山中御條親町  
正三位 藤原實愛正三門中御條親  
權中納言藤原經之

會津宰相  
桑名中將

右二人久滯在輦下助幕府之暴、其罪不輕候、依之速可加誅戮旨、被仰下候事

十月十四日

忠能  
實愛

長門宰相殿

同少將殿  
薩摩中將殿

同少將殿

此内敕の下るや薩藩より西郷小松大久保我藩より廣澤福田品川連署を以て左の請書を上さり、當節不容易御危急之砌爲、皇國不被爲顧忌諱、御内々御盡力、確定不拔之歎慮被爲同取、敕書降下、兩藩深御依頼被爲思食候御旨趣、奉謹承卑賤小臣等不奉堪感激流涕奉存候、早々歸國、寡君共へ報知、兼て決定之宿志、益以貫徹仕拠國家堂々大舉仕可奉安、宸襟候此段盟天地御受仕候、謹言。

三田慶應三丁卯十月、良士相臣廣澤、兵助、  
正親町三條前大納言様  
中御門 中納言 様  
岩倉 入道 様  
中山 前大納言 様  
正親町三條前大納言様  
中御門 中納言 様  
岩倉 入道 様  
大久保一藏 各花押

此勅書ハ極めて祕密にして我藩より在ても僅々兩三人の外知る者絶て無き所あり、又岩倉の内命を以て

我藩は於て錦旗二流を調製すべ一事よりの事にて萩の有職師岡吉春吉春は嘗て錦旗を著をしてとり命ト山口ある諸隊會議所の樓上より他人の出入を禁ト之を製造せしめたるは數旬にして成るを告げたり予の藝州より返るや福田ハ予グ爲上國の形勢一變一幕府が到底反正の目途ふきのみからば政權ハ返上したるも今後の情勢甚ぞ懸念すべき者あるを説き予ハ時事の切迫する益々急かるを知り、而て政府ハなほ考慮をる所ありとて持重策を執り断行の處置は出でざるを以て諸隊總督等と君前より出で今日の形勢出兵の事一日も猶豫すべからば己ヨ三田尾は於てハ先鋒の兵士隊伍を整へ何時よりも

上國の時機は應ずて起ち上京の用意を爲いたれ宜しく速は尾道地方は出兵一號令の下咄嗟變は處せざる可からざる旨を上言一これども條理は於て爲をべくらじて採用せられば仍て又政事堂より諸有司は向ひ痛切に之を再論したるは此説を可とする者かきは非ぞと雖も結局又採用せらるゝ小至らば蓋して當時政府の諸有司も前日の國難は際一四境は敵兵を引受けける事情を追想一今日ハ免角我藩の處置平穏は落著せんことを一意は希望一苟も毛利家の瑕瑾はだま成らざる以上は復々斷然の策を施すを及ぼして始終只條理は仍りて進退するの方を取らんと望めるが故に其回天の大計

江戸言事  
卷之五  
五  
を議するも論鋒甚ぐ鈍く常々君公の説と平和説を以ていたるふり而して是が爲と政府の中には在ても議論一々歸せばして漸く囂然たり、嗚呼我藩の如きは久しく逆境に立ち備さず百千の辛苦を嘗めざるも其機少しく過ぐれば輒ち小成と安んずるの念慮を生ずるや斯の如く彼の三百年來の太平と起卧煖館へくる徒と在りてハ其蹶起して大事を決行すること能をざるも敢て怪む足らざるを以て予へ更に廣澤隊の説は已と採用せられざるを以て予へ更に廣澤より向て曰く予輩の願意貫徹せざれば計畧已と盡きたれど此上ハ諸隊を率て脱走し兵を上國と出するの決心ののみ切迫の事情或い君命と違背するの形迹

あらんも測られば宜しく國家と盡しの心情を憐察せられよと、仍て諸隊の總督等を會合して亡命出兵の議を確定し愈出發の期と至らば左の書面を政府より投下し諸隊を率て決死一鞭直ちに上國に向むんと決心しこり

臣等謹惟るよ、天朝之危急、今日より甚きハ莫く、天下の時機、今日より急かるハ莫く、至急を以て至急と當る、直と呼號奮迅、走て之を援ふべし、是を臣子の情義當と然るべき而已とあらび天下尊攘の先鞭を著け、匪躬の節を致し、却て奸賊の誣名を蒙り、憤を忍び時を待つの二州と於てハ尤も當と諸侯より先どち義兵を連ね、天朝の蟲賊を除き二州

の寛抑を洗ひ、以て四方の望み副す可き事より御座候、名義の立と不立と、精誠の通と不通と、唯此時を千載一時と奉存候然るも今日國議優柔決せば、諸葛亮の所謂群疑満腹、衆難塞胸ものよて、坐して時機を誤るのみあらば、積年の御至誠も水上の泡と相成可申候、是皆諸臣泄々之罪、臣等其議論の得失を争辯するも違あらば、直に之を國を憂ふるの誠心かく國より任ずるの堅力かと謂わん、縱令目を閉ぢ耳を塞ぎ天下の嘲、諸侯の謗を顧ざるも、天朝の敕旨を如何せんや、昔元弘の時北條氏尚不天下の全力を有し、未だ一人の勤王を見ぞ、而して楠廷尉、區々の河州を以て、尚不能く兵を大阪に出

り、城を赤阪より築き、天下と抵抗す、菊池氏、西海より特立し、敢て東より向むざるも、尚不能く毎より兵を分て、京師の事より従へり、蓋二公の時、南帝ハ吉野より坐し、諸皇子ハ東西より分處し、各其方より御盡力被遊候故より候、是ハ敵の強弱盛衰よりも因り候事より、新田左中將より至りてハ、京畿の全力を以て、直より關東より攻下り候、是皆其時と地との異かるより因り候事よりて、今日の形勢ハ又同日の論より非ば、今日諸大藩合力同心にて、直より京畿の急より奔り候より、空く西海を株守して、回天の功可相成理無之候、臣等聞く、智者之謀事、利害を離て、利害の間、義を以て之を斷ずと、臣等敢て暴抗粗戾上を凌ぐる舉無之、是を古

今より照り、時機より計り、形勢より參り、名義より正し、謹て君上の御旨意より體より奉り、常備の兵員を以て、諸侯の義戦を助け、外四方の嘲を解き、君上の義聲を揚々奉り度存立候、所謂鞠躬盡力死而後已、成敗利鈍へ豫め知る所より非ぞ、若し成功無之候ハバ、其罪を御正一可被遊、眼下紛々の論ハ顧るより暇無之奉存候、臣等涕泣奉表拜辭仕候、誠恐誠惶謹白、是時御堀耕助ハ政府より在て予輩の言ふ所を可とし大より盡力する所也アリと雖も其説の急より決行せらるべき情勢もあし、予ハ窃々御堀より謂て曰く當今の時勢一日も出兵を猶豫才可うらば然るより政府の逡巡遲疑するや此の如一抑々兩公積年忠誠の結局を

如何とする乎、御堀曰く國家の爲より力を兵馬の間より盡し命を彈丸の下より致さんこと予が素志あり然れども今政府より立ち上りハ百方周旋一行をれざるときの一死を以て諫諍せんのミ、予曰く可ありと、乃ち別きて吉田より歸きり

爾後數日を経るも政府より更より決行する所あきを以て愈々日を期して三田尻より屯集し前議の如く上國より向ひ出兵せんと決し、時より恰も時山直八ハ墓参の爲より萩より至り歸途山口より於て此事情を同志の某小告げたり、より忽より軍政御用掛大村益次郎の聞く所と爲り政府ハ大より驚き諸隊の出兵を止めんとて家老一人づゝを諸隊より遣り、奇兵隊へも

家老某來りて止めて曰く聞く此度の事ハ奇兵隊の首唱する所ふりと故ニ先づ此ニ來りて君公の命を傳ふ君公命あり宜しく此行を止むべしと、予ハ其命を奉ずる能をざるの理由を陳せしニ家老ハ黙然として去れり、己ニテ御直目附柏村數馬來り君命を以て止むること前の如し、予ハ痛嘆して曰く予輩ハ政府の命を奉ぜざる亡命者あり己ニ亡命者さる以上も亦何の顧慮する所あらんや、大義ニ由リて進むる一途あるのみと乃ち出發の期ハ明日と定め之を諸隊ニ令シ、既ニテ御堀より急報有りて曰く相談すべきことあり願くハ速ニ山口ニ來られよ而して諸隊の出發ハ暫く見合すべし若し此書と相左

右せば其出先にて之を止め云々、予ハ此報ニ接ひて竊ニ悟る所あり直ニ諸隊長を招きて告て曰く出發の期已ニ定まるも予ハ今大ニ慮る事ありて急ニ山口ニ赴くんとは予が此ニ歸り来るニ非ざきバ予等決して動くこと勿きと、乃ち途ニ上りて厚狭市ニ抵きバ柏村ゲ此ニ留て書を裁シ奇兵隊の事情切迫の状況を記し將ニ急使を發して之を山口ニ報せんとするニ會を、予を見て大ニ驚き仍て相伴ひて山口ニ至る至きを則ち政府の事情ハ方ニ一變して尾道出兵の事已ニ決定し藝の藩論も亦確定し、予を聞き予の喜ニ實ニ望外ニ出でたり。

斯くて十月晦日ニ至きバ藝州侯ニ防州新港ニ於て

我世子君は會同して入京の約を定めらるゝに付き  
我藩よりハ桂を藝州より遣をして諸般の打合を爲し  
出兵の用意已も整ひ今ハ唯薩の消息を待てるのみ、  
然るゝ薩藩よても亦種々の事情ありしが已も出兵  
の運びよ至り十一月十七日午後薩侯の乗艦ハ三田  
尻より入港、十九日世子君之よ會同せられたり、是より  
於てう藩兵ハ廿六日出帆廿八日酉之宮上陸の手筈  
を定む而して奇兵隊ハ曩より陳情書を捧呈せしよ  
付き一先づ三田尻まで出兵し暫く其地より駐屯せり。  
廿五日未明號砲三發にて諸兵鞠府より整列して諸艦一  
又乘組ミ小田港より廻り夜間祝砲各七發みて諸艦一  
同出發を、其乗組を區分すきハ鞠府丸より總督毛利内

近を始とし右田一手四十人、癸亥丸より整武隊、丙辰  
丸より銳武隊の半より鞠府丸より上の二艘を引き丙  
寅丸より右田一手、乙丑丸より第二奇兵隊より丙寅  
丸之を引き満珠丸より銳武隊の半、庚申丸より奇兵  
隊遊撃隊脅懲隊より満珠丸之を引き舳艤相含みて  
波濤を衝き上國より向て進行し廿六日の初夜諸艦藝  
州御手洗より著したるより藝の嚮導船ハ己より在り  
て我諸艦の來るを俟てり、斯て廿九日の夜攝州打出  
の濱より上陸し親王寺を以て本陣と爲し諸隊以下  
町より屯し夫より西之宮より繩込より幕府ハ己より政  
權を返上しくるよも拘からば數十日の後より在て遂  
ヨ薩長二藩の兵と戰端を伏見より開き一敗地より塗り

江戸城より退去し恭順を表し其罪を謝したるを以て  
始て大政維新の基礎を開き千載の隆運を見るに至  
りたるもの實に此一舉は在りとて。嗚呼癸亥以來我  
藩尊攘の義舉も幕府の壅蔽する所とあり陰雲冥濛  
殆ど五歳二州を擧げて薪より卧し膽を嘗め大義を明  
きよゝ名分を正し終く能く國是を挽回し再び天日  
の明を拜するを得るものへ是を我が忠正公積年至  
誠の貫徹する所あるに非ざるよりハ焉ぞ能く此よ  
至らんや。是に於て三田尻駐在の奇兵本隊へ直く吉  
田の營より歸陣せり

懷舊記事第五卷

終

明治三十一年六月八日印刷  
明治三十一年六月十一日發行

東京市日本橋區通三丁目十四番地寄畠  
發行者 小柳津要人

東京市日本橋區通三丁目十四番地  
印刷者 斎藤定四郎

東京市日本橋區通三丁目十四番地  
發行所 丸善株式會社書店

大坂市東區北久宝寺町四丁目  
企 大善株式會社書店出張所

東京市日本橋區通三丁目十四番地  
印 刷 所 丸 善 株 式 會 社 書 店



